

令和6年度 鎌倉市営住宅 入居者募集のしおり

募集案内 申込受付 期間	令和6年(2024年)9月11日(水)～10月4日(金)(消印有効)
申込受付 (郵送)	〒235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目4番9号 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横浜南サービスセンター 宛
募集戸数	■高齢者単身世帯向け住宅 8戸
問合せ	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横浜南サービスセンター ☎ : 045-778-4430 平日 午前8時30分から午後5時30分まで FAX : 045-778-4428 (土・日・祝日は休み)

- ※ 市営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。
- ※ 申込みは郵送のみとなっています。申込みにあたっては、この「しおり」を最後までよくお読みになり、お申し込みください。
- ※ 申込みは、1世帯につき、1申込み限りです。

〔も く じ〕

1	申込み及び入居の注意事項(必ずお読みください) ---	1
2	申込みから入居までの流れ -----	2
3	令和6年度募集住宅 -----	3
4	申込みの資格 -----	5
5	入居収入基準 -----	7
6	申込みの手続き -----	10
7	申込みに必要な書類 -----	11
8	申込書の記入方法 -----	13
9	入居者の決定方法 -----	18
10	月収額の計算方法 -----	21
11	婚約証明書・立退請求書の見本 -----	29
12	通所証明書・給与証明書の見本 -----	30
13	市営住宅の案内 -----	31
14	市営住宅一覧 -----	32
15	募集住宅の概要 -----	33

1 申込み及び入居の注意事項（必ずお読みください）

(1) 申込みに際しての注意事項

- ① 申込みは、1世帯につき、1申込み限りです。
- ② 申込受付期間内（令和6年10月4日（金）消印有効）に、申込みに必要な書類が揃わない場合は、申込みは受付できませんので、必ず事前にご用意ください。
- ③ 申込内容に変更がある場合はすみやかにご相談ください。なお、申込受付後の申込区分及び申込住宅の変更はできません。
- ④ 以下の内容に該当する場合は、入居できません。
 - ア 申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明したとき
 - イ 家族を不自然に分割したとき
 - ウ 入居日までに住宅困窮事由がなくなったとき
 - エ 入居日までに同居しようとする家族がいなくなる等で、応募した区分の入居資格がなくなったとき
 - オ 入居するときに同居する家族が変更になったとき
 - カ その他ア～オに準ずるとき
- ⑤ 募集住宅の事前見学はできません。当選後の案内となります。

(2) 入居に際しての注意

- ① 入居手続きの際、敷金として入居時の家賃3か月分を納入していただきます。
- ② 入居に際しては、1名分の緊急連絡先が必要となります。
- ③ 犬、猫、鳥等の動物の飼育は禁止しています。
- ④ 駐車場は、諏訪ヶ谷ハイツ、笛田ロイヤルハイツにはありますが、その他の住宅にはありません。車をお持ちの方は、入居者の責任において各自駐車場を借りてください。なお、団地内は駐車禁止です。違法・迷惑駐車は絶対にしないでください。
- ⑤ 階段灯、街灯、エレベーター、集会所及び給水ポンプの電気料金や共同水道の使用料金などは、家賃とは別に共益費として入居者負担になります。
- ⑥ 入居後、毎年度収入の調査があり、それに基づき毎年度の家賃を決定します。
- ⑦ 入居してから3年を経過した後に収入基準を超えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、入居してから5年を経過した後に、「高額所得者」として認定されたときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

2 申込みから入居までの流れ

● 募集のしおり配布

令和6年（2024年）9月11日（水）～10月4日（金）

● 申込受付先 ※郵送申込みのみとなります

期間：令和6年（2024年）9月11日（水）～10月4日（金）（消印有効）

郵送先：〒235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目4番9号

一般社団法人かながわ土地建物保全協会

横浜南サービスセンター 宛

● 資格審査

令和6年（2024年）11月中旬 失格の方のみ通知します

● 抽選番号通知用はがきの送付

令和6年（2024年）11月中旬

● 公開抽選会

令和6年（2024年）11月21日（木）

会場：鎌倉市役所 本庁舎 402会議室（4階）

時間：午前10時開始。終わり次第閉場（開場は午前9時45分）

※ 事前予約制（傍聴申込については、18ページをご確認ください）

● 当選者への通知

令和6年（2024年）12月上旬 当選した方のみ通知します。

* 抽選結果は、市ホームページ及び鎌倉市役所都市整備総務課（本庁舎4階）で掲示します。

● 入居時期等の調整

令和6年（2024年）12月中旬以降

* 当選者の方につきましては、準備ができ次第、入居時期等の調整を行います。

● 入居書類等の提出

* 入居請書の提出、敷金をお支払いいただきます。

● 入居開始

令和7年（2025年）1月10日以降（予定）

3 令和6年度募集住宅

申込区分：高齢者単身世帯向け住宅【8戸】

住宅名	住戸			建設 年度	構造・階	設備		家賃 (令和6年度 参考)	募集倍率	
	間 取	面積 (㎡)	階			E V	浴槽		R4	R5
申込住宅：① ベネッセレ湘南深沢【3戸】										
ベネッセレ湘南深沢	1DK	39.69	4階	H9	RC造 5階建	○	○	18,700円～ 49,700円	募 集 なし	募集 なし
ベネッセレ湘南深沢	1DK	39.69	4階	H9	RC造 5階建	○	○	18,700円～ 49,700円	募 集 なし	募集 なし
ベネッセレ湘南深沢	1DK	39.69	5階	H9	RC造 5階建	○	○	18,700円～ 49,700円	募 集 なし	募集 なし
申込住宅：② 笛田ロイヤルハイツ【2戸】										
笛田ロイヤルハイツ	1DK	37.5	2階	H10	RC造 2階建	×	○	16,800円～ 44,600円	募集 なし	24.0
笛田ロイヤルハイツ	1DK	36.4	2階	H10	RC造 2階建	×	○	16,300円～ 43,300円	募集 なし	24.0
申込住宅：③ レーベンスガルテン山崎【3戸】										
レーベンスガルテン山崎	1DK	42.98	1階	H13	RC造 7階建	○	○	21,000円～ 55,700円	募集 なし	募集 なし
レーベンスガルテン山崎	1DK	42.98	2階	H13	RC造 7階建	○	○	21,000円～ 55,700円	募集 なし	募集 なし
レーベンスガルテン山崎	1DK	42.98	5階	H13	RC造 7階建	○	○	21,000円～ 55,700円	募集 なし	募集 なし

RC造…鉄筋コンクリート造

※4ページの「募集住宅に係る注意事項」をご確認したうえで、応募してください。

◎ 募集住宅に係る注意事項

- * 申込書には応募する申込区分及び申込住宅を必ずご記入ください。申込住宅の記載がない場合、受付ができません。
- * 複数の住宅の申込みはできません。1世帯につき、1申込み限りです。
- * 同一の申込住宅に複数の申込住戸がある場合は、当選順位1位の方から順番に住宅を選んでいただきます。
- * 各住宅の応募資格は5ページの「4 申込みの資格」をご確認ください。
- * 設備欄のEVが「○」の住宅には、エレベーターが設置されています。
- * 設備欄の浴槽が「×」の住宅には、風呂釜・浴槽が設置されておりません。浴室のみとなりますので、風呂釜・浴槽を入居者負担で設置いただくことになります。
- * 家賃(令和6年度参考)は令和7年(2025年)3月31日までのものです。令和7年(2025年)4月1日以降の家賃は、入居者の収入に応じ改めて決定した家賃となります。
- * 当選者の入居可能期間、補欠当選者への案内及び入居可能期間は、令和7年(2025年)1月10日から令和7年(2025年)8月31日までです。期間を過ぎますと、当選資格は失効します。
- * 「募集倍率」の「R4」、「R5」は、それぞれ令和4年度、令和5年度の市営住宅入居者募集(定期)の応募倍率を示したものです。

4 申込みの資格

全ての申込者に適用させる共通の資格と、特定の条件の方に適用させる特定の資格があります。

(1) 共通の資格

次の①から⑦の全てに該当することが条件です。

※ただし、6 ページ「(2) 特定の資格」の表による単身世帯（身体障害者単身世帯、高齢者単身世帯を含む）での申込みの場合、共通の資格のうち④の条件は必須条件としません。

- ① 申込者は成人（婚姻している未成年者を含む）であること。
- ② 申込者及び同居しようとする親族に持ち家がないこと。
 - * 申込時に持ち家を売却中の方は申込みできます。ただし、入居許可日までに売却を完了した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ③ 市内に住民登録があり継続して居住している方、又は市内に勤務先を有する者。
- ④ 夫婦（婚約及び内縁関係を含む）または親子を主体とした家族であること。
 - * 兄弟姉妹だけの申込み（両親死亡の場合を除く）、両親のうち1人だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。
 - * 婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居許可日までに婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ⑤ 現在、住宅に困窮しており、申込書の住宅困窮事由のいずれかに該当すること。
- ⑥ 世帯の月収額が7 ページの「5 入居収入基準」に定められた基準内であること。
- ⑦ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 特定の資格

一般世帯向け住宅	一般世帯	世帯人数の条件なし…5ページの「(1) 共通の資格」に該当する方
	単身世帯	「(1) 共通の資格」の他に、戸籍上配偶者がなく次の①～⑧いずれかに該当する方。ただし、日常生活において常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難である方は、お一人では入居できません。 ① 60歳以上の方 ② 障害者 ア 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害のある方又はこれと同程度の方 イ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方又はこれと同程度の方 ウ 知的障害者 イの精神障害の程度に相当する方 ③ 戦傷病者…戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方 ④ 原子爆弾被爆者…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑤ ハンセン病療養所入所者等…ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方 ⑥ 生活保護等受給者…生活保護の受給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を現に受けている方 ⑦ 海外引揚者…海外から引揚げて5年未満の方 ⑧ 配偶者暴力被害者…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者で一時保護などが終了した被害者の方
	大家族世帯	「(1) 共通の資格」の他に、以下の条件を具備するものであること。 ① 3人以上の世帯…申込者を含む3人以上の世帯
子育て世帯向け住宅		「(1) 共通の資格」の他に、以下の条件を具備するものであること。 ① 子育て世帯…同居し扶養している義務教育終了前の子どもがいる世帯
高齢者・身体障害者世帯向け住宅		「(1) 共通の資格」の他に、「それぞれの特定目的(〇〇世帯向け住宅)」に応じ、以下の条件を具備するものであること。 ① 高齢者単身世帯…60歳以上の単身者 ② 高齢者2人世帯…申込者が60歳以上で、50歳以上の親族と構成する2人世帯 ③ 身体障害者単身世帯…「単身世帯」欄②ーア、③、④のいずれかに該当している世帯。 ④ 身体障害者同居世帯(3人以上の世帯)…「単身世帯」欄②ーア、③、④のいずれかに該当している世帯。

5 入居収入基準

(1) 収入の基準

原則階層 158,000円以下（以下(2)の表の1から7に該当する世帯以外の方）

裁量階層 214,000円以下（高齢者世帯、障害者世帯などの方）

(2) 裁量階層の対象

次の表に該当する世帯は、月収額が158,000円を超えていても、214,000円以下であれば申し込むことができます。

No.	裁量階層の対象世帯	
1	高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上又は18歳未満の者で構成する世帯
2	障 害 者 世 帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが以下の内容に該当する障害者である世帯 ア 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害のある方又はこれと同程度の方 イ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方又はこれと同程度の方 ウ 知的障害者 イの精神障害の程度に相当する方
3	戦 傷 病 者 世 帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合
4	原 爆 被 爆 者 世 帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合
5	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合
6	海外引揚者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合
7	未就学児子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯

■給与所得者（令和5年（2023年）分の総収入金額による）

世帯人数	单身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下
裁量階層	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下

支払 を受け る者	住所又は居所	(受給者番号)																			
		(個人番号)																			
		(役職名)																			
		氏名 (フリガナ)																			
種別		支払金額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額		源泉徴収税額									
		内 千 円				千 円				千 円		内 千 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数									
有 従有		老人 千 円		特 定 人 従人 内 人 従人		老 人 人 従人		そ の 他 人 従人		特 別 内 人		そ の 他 人									
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額									
内 千 円				千 円				千 円				千 円									
(摘要)																					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額		円	
住宅借入金等特別控除適用者の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		円		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		円		住宅借入金等年末残高(1回目)		円		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		円	
		住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		円		住宅借入金等年末残高(2回目)		円					

■この早見表で確認する金額は令和5年分源泉徴収票の支払い金額欄の箇所です。

(注) 以下の場合には上記の早見表は参考として利用できませんので21ページの「10 月収額の計算方法」により確認してください。

- * 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象となる世帯の場合。
- * 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- * 年金受給者の場合。
- * 令和5年（2023年）1月2日から申込受付の最終日までに就職、転職、休職、退職した場合。

■事業所得者（令和5年（2023年）分の所得金額による）

世帯 人数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則 階層	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下
裁量 階層	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下

(申告書B)

[illegible]

※この早見表で確認する金額は令和5年分の所得税の確定申告書で「所得金額」欄の⑫番の合計欄の箇所です。

(注) 以下の場合には上記の早見表は参考として利用できませんので21ページの「10月収額の計算方法」により確認してください。

- * 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象となる世帯の場合。
- * 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- * 令和5年(2023年)1月2日から令和6年(2024年)10月4日までの間に開業、廃業した場合。

6 申込みの手続き

所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類・提示書類を同封のうえ、以下の期間中に受付先へ郵送してください。

(1) 受付期間

令和6年（2024年）9月11日（水）～10月4日（金）（消印有効）

(2) 受付先（郵送先）

〒235-0033

神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目4番9号
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
横浜南サービスセンター 宛

(3) 郵送方法

所定の封筒（募集のしおりと併せて配布）に切手（9月30日までは140円、10月1日以降は180円）を貼付して、申込みに必要な書類を郵送してください。

申込みに必要な書類の詳細は、11ページの「7 申込みに必要な書類」を参照してください。また郵送の前には、封筒裏面のチェックリストを確認してください。

(4) 注意事項

- * 申込受付後の申込内容の変更はできません。
- * 申込書に記載漏れがある場合や、添付資料等の不足により申込資格を満たしていることを確認できない場合、申込受付はできません。

7 申込みに必要な書類

申込受付期間内（令和6年（2024年）10月4日（金）消印有効）に、申込みに必要な書類が揃わない場合は、申込みは受付できませんので、必ず事前にご用意ください。

(1) 市営住宅入居申込書（別紙）

記入方法は13ページの「8 申込書の記入方法」をご参照ください。

(2) 入居しようとする方全員の住民票の写し

発行日が、申込受付日の3か月以内の、続柄及び本籍を掲載した住民票（住民票コード、マイナンバーは省略可）。

(3) 入居しようとする方全員の所得を証明できる書類（写し可）

収入区分	添付書類
給与所得者で現在の勤務先に令和5年（2023年）1月1日以前から引き続き勤務している方	令和5年分源泉徴収票 又は 令和6年度市県民税課税証明書
給与所得者で現在の勤務先に令和5年（2023年）1月2日以降勤務している方	・勤務した翌月から令和6年（2024年）8月までの勤務先の収入証明（1年以上勤務している方は勤務した翌月から1年間） ・令和6年（2024年）9月以降に勤務を開始し、1箇月分の給与を受けていない場合は、雇用条件による支給額の証明書
国民年金、厚生年金等の収入の方	令和5年分の公的年金等の源泉徴収票 又は 令和6年度市県民税課税証明書
令和5年（2023年）に現在の事業を始めた方	令和5年分の所得税確定申告書の控え 又は 令和6年度市県民税課税証明書
令和6年（2024年）に現在の事業を始めた方	事業を開始した翌月から令和6年（2024年）8月までの所得金額を証明する書類
現在会社等を退職されて雇用保険を受給されている方	雇用保険受給資格者証の写し
令和5年（2023年）1月1日以降に退職され現在無収入の方	退職証明書（退職年月日と会社の代表者印が必要です。）
生活保護を受けている方	福祉事務所が発行する生活保護受給証の写しなど生活保護を受給していることが確認できる書類
無職の方	無職であること、または被扶養者であることを確認できる書類

* 上記以外で収入のない方は、令和6年度市県民税非課税証明書を添付してください。

* 市県民税課税証明書及び非課税証明書は鎌倉市役所本庁舎1階の納税課あるいは各支所で取得できます。

(4) その他市長が必要と認める書類

① 入居者資格を確認するための書類

ア 借地上の建物を所有している方

申込者と地主の当該建物取り壊しについての誓約書

イ 市外在住で市内在勤者

勤務先の所在地が確認できる書類

ウ 婚約者と同居している方

親族又は仲人の婚約証明書（見本は29ページ参照）と婚約者の収入証明書

エ 鎌倉市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーと同居している方

パートナーシップ宣誓書受領証等確認できる書類の写し

オ 立退請求を受けている方

立退請求を受けていることがわかる証明書（見本は29ページ参照）

カ 判決・調停・公共事業・社宅等居住資格喪失による立退きの方

判決書・公の機関の発行する証明書・勤務先の証明書の写し

② 世帯状況を確認するための書類

ア 身体障害者の方

身体障害者手帳の写し

イ 戦傷病者世帯の方

戦傷病者手帳又は増加恩給証書か障害年金証書の写し

ウ 原爆被爆者世帯の方

鎌倉市の発行した援護資格証の写し

エ ハンセン病療養所入所者等世帯の方

国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書

オ ひとり親世帯の方

児童扶養手当受給者の場合は児童扶養手当証書の写しまたは証書保管証明書。
ひとり親世帯で児童扶養手当受給者以外の方は、ひとり親世帯であることがわかるもの。

カ 精神・知的障害者の方

精神障害者保健福祉手帳等の写し、または障害年金証書の写し、もしくは精神障害者支援施設の長の証明書（見本は30ページ参照）

キ 介護保険の要介護3以上に認定されている方

介護保険被保険者証の写し

ク 神奈川県特定疾患医療給付要綱に規定する難病者の方

受給者証または決定書の写し

ケ 永住帰国者の方

永住帰国者証明書の写し

コ 配偶者暴力被害者の方

DV被害を受けていることが確認できる書類

サ 生活保護を受けている方

福祉事務所が発行する生活保護受給証の写しなど生活保護を受給していることが確認できる書類

8 申込書の記入方法

(1) 表面

市営住宅入居申込書										受付番号		
(宛先) 鎌倉市長										令和6年10月1日		
住所 鎌倉市御成町**-*												
① 申込者 (ふりがな) かまくら いちろう 氏名 鎌倉 一郎 電話 0467 (61) 3679 次のとおり申し込みます。なお、本申込に関して、入居資格等を確認するために必要な範囲において、市が保有する個人情報を利用することに同意します。												
②	申込区分		☐ 一般世帯 (人数条件なし) ☐ 一般世帯 (2人以上の世帯) ☐ 子育て世帯 ☒ 高齢者単身世帯 ☐ 高齢者2人世帯 ☐ 身体障害者単身世帯 ☐ 身体障害者同居世帯 (3人以上)									
③	申込住宅		① ベネッセレ湘南深沢			月収		④ 134,833 円				
⑤	世帯		☒ 高齢者世帯 ☐ 戦傷病者世帯 ☐ 原爆被爆者世帯 ☐ 海外引揚者世帯 ☐ ハンセン病療養所入所者等世帯 ☐ 未就学児子育て世帯 ☐ 障害者世帯 (☐ 本人 ☐ 家族) ☐ 身体障害者 (級) ☐ 精神障害者 (級) ☐ 知的障害者 (☐ 重度 ☐ 中度) ☐ 生活保護受給者世帯 ☐ 配偶者暴力被害者世帯 ☐ 一般世帯 (上記以外の世帯)									
⑦ ⑧	申込者	性別	☒ 男 ☐ 女		生年月日	昭和29年 9月 21日		年齢	⑥ 70歳			
		市内居住開始日	平成19年 3月 24日 (居住年数 17年)									
		年間総収入	4,560,000 円									
		勤務先等	名称	**商事 電話 045 (***) *****内線								
			所在地	横浜市**区**町*丁目**-*								
勤務開始日	平成2年 3月 24日 ⑩											
⑨	同居しようとする家族	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	年間総収入 円	扶養の有・無	同居別居			

番号	記入項目	注意事項
①	申込者	・原則として収入のある世帯主を申込者として記入してください。申込者が入居時の名義人になります。 ・電話は日中に連絡がつく連絡先の電話番号を記入してください。
②	申込区分	・6ページの「(2) 特定の資格」の表を確認し、募集住宅の申込区分の「高齢者単身世帯」に✓印をしてください。
③	申込住宅	・申込区分で選択した今回の募集住宅から、希望する市営住宅団地（3ページの①～③の市営住宅団地名）を記入してください。 ・入居者の決定は募集する申込区分及び申込住宅ごとに行います。
④	月収	・21～28ページの「10 月収額の計算方法」により計算した月収額（世帯全体の総所得額）を記入してください。
⑤	世帯	・17ページの「(3) 世帯の区分」の表を確認し、該当する口のなかに✓印をしてください。
⑥	年齢	・入居申込者等の年齢は令和6年（2024年）10月4日時点の年齢を記入してください。
⑦	市内居住開始日	・住民票の「住民となった年月日」を記入してください。また、居住年数は1年未満は切り捨てて記入してください。（1年未満は0年になります。）
⑧	年間総収入	・21～28ページの「10 月収額の計算方法」で使用した年間総収入金額を記入してください。 ・25ページ（4）及び26ページ（5）に該当する方は年間所得金額を記入してください。
⑨	同居しようとする家族	・続柄・氏名・生年月日は、戸籍上のものを記入してください。 ※令和6年度は「高齢者単身世帯」のみの募集となります。
⑩	扶養の有無等	・扶養の有・無欄→は税法上の扶養親族について該当するものに○印を付けてください。 ・同居別居欄→現在申込者と同居していれば「同」に、別居している場合には「別」に○印を付けてください。

(2) 裏面

⑪	住宅困窮事由	☐ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状況にある。
⑫		☐ 他人の世帯と同居して共同炊事又は共同便所である。
⑬		☐ 部屋が狭すぎる。(1人平均3畳以下) 総畳数(板の間も含む) _____ 畳 1人平均畳数 _____ 畳
⑭		☐ 家主から正当な理由のもとに立退請求を受けている。 (書類により、確認できること。)
⑮		☐ 市外在住で、市内の勤務先までの通勤に片道2時間以上かかる。
⑯		☒ 家賃が高すぎる。 (現在の家賃月額 90,000 円) ☐ 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居することができない。 ☐ 上記のほか、明らかに住宅に困窮している。 困窮理由 _____
⑰	世帯の状況等	☒ 遠隔地扶養親族がいる。 氏名・住所 妻の母 大船 花子 静岡県静岡市**区**町**-**
⑱		☐ 身体障害者手帳(5・6級)の交付を受けている者がいる。
⑲		☐ 次の精神障害者がいる。
		☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付又は障害年金を受けている。
		☐ 上記ではないが、精神障害者支援施設に通っている。
		☐ 介護保険の要介護3以上に認定されている者がいる。
		☐ 神奈川県特定疾患医療給付実施要綱に規定する難病者がいる。
		☐ 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯である。
		☐ 直近の過去5年間(令和元年度から令和5年度まで)において、連続5回落選している。 (対象期間で、当選者又は補欠当選者となり、入居案内後に辞退等で入居をしなかった場合は対象外となります。)

番号	注 意 事 項
⑪	「住宅以外の建物もしくは」とは、事務所、倉庫等で居住用の目的で建てられたもの以外をいいます。 「保安上危険」とは、過去にがけ崩れがあったり、がけ地対策担当で危険箇所として通知している場合や、客観的に危険だと判断できる場合をいいます。
⑫	「他人の世帯と同居」とは、祖父母、両親、子供、孫及び兄弟姉妹以外の世帯と同居している場合をいいます。
⑬	住居部分が概ね１人当たり３畳以下の場合をいいます。 「部屋が狭すぎる」の判断は、畳の数だけでなく、居室の板の間も含みますのでこれを畳に換算してください。
⑭	「立退請求」は、家主からの文書による立退請求書か、判決・調停等の書面が提示された場合と社宅等の明け渡し期限が到来している場合をいいます。 口頭での立退請求や賃貸借契約の満了によるものは該当しません。
⑮	通勤時間は、適正な交通機関を利用した場合の時間です。（片道２時間のうち、乗り換え時間は１０分で計算）
⑯	「家賃が高すぎる」とは、月収額の１/４以上を基準としてください。 ただし、生活保護受給者については、家賃額が住宅扶助費を超える人が対象になります。
⑰	遠隔地に扶養親族がいる場合に記入してください。
⑱	配偶者がおらず、２０歳未満の子を扶養している世帯。
⑲	直近５年間の鎌倉市営住宅募集に対して５年連続で応募し、５年連続して落選している場合をいいます。なお、補欠当選したものの、正規当選の方が入居し、入居のあっせんを受けられなかった場合は落選とみなします。一方、入居を辞退した方、あるいは当選後連絡が取れなかった方は当選したものとみなします。

(3) 世帯の区分

No.	世帯の種類	対象となる世帯
1	高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上又は18歳未満の者で構成する世帯
2	戦 傷 病 者 世 帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合
3	原 爆 被 爆 者 世 帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合
4	海 外 引 揚 者 世 帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合
5	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合
6	未就学児子育て世帯	同居しようとする親族に小学校就学前の子どもがいる世帯
7	障 害 者 世 帯	申込者、又は同居しようとする親族が以下の内容に該当する障害者である世帯 ア 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害のある方又はこれと同程度の方 イ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方又はこれと同程度の方 ウ 知的障害者 イの精神障害の程度に相当する方
8	生活保護受給者世帯	申込者が生活保護の受給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を現に受けている世帯
9	配偶者暴力被害者世帯	申込者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者で一時保護などが終了した被害者の方
10	一 般 世 帯	1～9以外の世帯

9 入居者の決定方法

入居申込者の数が募集戸数を超える場合は、抽選により決定します。

(1) 抽選会

公開抽選により入居者を決定します。

抽選会の傍聴には電話での事前予約が必要です。

なお、傍聴の有無が、抽選に影響を及ぼすことはありません。

ア 抽選日時

令和6年（2024年）11月21日（木）午前10時開始

（開場は午前9時45分）

※抽選が終わり次第、閉場となります。

イ 抽選会場

鎌倉市御成町18-10

鎌倉市役所 本庁舎 402会議室（4階）

ウ 傍聴申込

傍聴希望者は、電話にて事前に申込みください。

申込期間 令和6年（2024年）11月12日（火）～11月18日（月）

申込先 一般社団法人かながわ土地建物保全協会

☎：045-778-4430

平日 午前8時30分から午後5時30分まで

（土・日・祝日は休み）

FAX：045-778-4428

※会場の収容人数の都合により、傍聴者数を20名に制限させていただきます、定員に達し次第、受付終了となります。

(2) 優遇基準

19ページの鎌倉市営住宅入居予定者の公開抽選における優遇基準に基づき、ひとり親世帯や20ページの住宅困窮度評価基準表により算定した住宅困窮度評価点の点数が高い世帯については、公開抽選会において、抽選玉の数を2個、もしくは3個に増やす優遇措置を行います。

(3) 抽選番号の通知

11月中旬頃までに抽選番号を記入したはがきを発送する予定です。

(4) 抽選結果の発表

公開抽選実施後、市ホームページに掲載するほか、鎌倉市役所本庁舎4階の都市整備総務課前に当選番号を掲示します。

また、お電話でお問合せいただければ、回答いたします。ただし、お電話での問い合わせの際には、必ず抽選番号をご用意ください。

* 当選者のみに通知し、当選されなかった方には通知しません。

鎌倉市営住宅入居予定者の公開抽選における優遇基準

（目的）

第1条 鎌倉市営住宅条例（平成9年9月30日条例第7号）第10条第3項に定めるとおり、鎌倉市営住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴いて、公開抽選において優遇し、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める入居申込者を決定するための基準を定めるものとする。

（抽選の方法）

第2条 募集住宅毎の入居申込者の抽選番号を附した抽選玉を抽選器に入れた後、抽選器を廻し入居申込者の中から入居予定者を決定する。

（抽選の優遇）

第3条 入居申込者1名あたり1個の抽選玉を抽選器に入れるものとする。

ただし、次の各号の条件を満たす者については、抽選玉の数を2個若しくは3個に増やすものとする。

（1） 3個（3倍優遇）

ア 住宅困窮度評価点数が300点以上の者

イ 住宅困窮度評価点数が200点以上かつ連続落選回数が5回以上の者

（2） 2個（2倍優遇）

ア 住宅困窮度評価点数が250点以上の者

イ 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の者

ウ 住宅困窮度評価点数が150点以上かつ連続落選回数が5回以上の者

2 前項に定める住宅困窮度評価点数は、鎌倉市営住宅条例施行規則第9条に定めるとおり、別表に定める住宅困窮度基準に基づき算定するものとする。

住宅困窮度評価基準表

優 遇 項 目			評 点	仮点数	本点数
所 得	月 額 所 得	0円	100		
		1円 ～ 50,000円	80		
		50,001円 ～ 100,000円	60		
		100,001円 ～ 150,000円	40		
		150,001円 ～ 200,000円	20		
		200,001円 以上	10		
	生活保護受給世帯		0		
障害者等 ※1人1項目のみ。 該当する項目の うち最も点数の 高いものを選択。	身体障害者	身体障害者手帳 1・2級	100 × 人		
		〃 3・4級	70 × 人		
		〃 5・6級	50 × 人		
	知的障害者	A1	100 × 人		
		A2	70 × 人		
		B1・B2	50 × 人		
	精神障害者	保健福祉手帳・障害年金 1級	100 × 人		
		〃 2級	70 × 人		
		精神障害者支援施設通所者	50 × 人		
	戦傷病者		70 × 人		
	介護保険要介護認定者	要介護5	70 × 人		
		要介護4	50 × 人		
		要介護3	30 × 人		
原子爆弾被爆者			50 × 人		
ハンセン病療養所入所者等			50 × 人		
難病者（神奈川県特定疾患医療給付要綱に規定する難病者）			50 × 人		
永住帰国者			50		
子 供	18歳未満の子供1人につき 40 ー 年齢		40ー 歳		
			40ー 歳		
			40ー 歳		
高 齢 者	60歳以上の高齢者1人につき 年齢 ー 40		歳ー40		
			歳ー40		
			歳ー40		
市内居住者			居住年数（上限30） +10		
合 計				点	点

10 月収額の計算方法

月収額とは、入居する方全員（世帯）の年間所得金額（22～26 ページ）の合計から、控除金額（27 ページ）の合計を差し引いた金額を、12 で割った金額です。

年間所得金額は、所得の種類（給与所得や年金所得等）によって計算方法が異なります。ご自身及び同居者がどの所得に該当するかを確認したうえで、計算をしてください。

（月収額計算のイメージ）

年間所得金額

A 円

B 円

C 円

D 円

控除金額合計

— E 円 ÷ 12 =

月収額

円

- (1) 給与所得のみの方
→22 ページ(1)へ
- (2) 公的年金等所得のみの方
→23 ページ(2)へ
- (3) 給与所得と公的年金等所得の両方がある方
→24 ページ(3)へ
- (4) 事業所得がある方
→25 ページ(4)へ
- (5) 日雇賃金所得がある方
→26 ページ(5)へ

※ 年間所得金額の計算後、27 ページの(6)控除金額の計算方法を確認し、28 ページ(7)月収額の計算に進んでください。

* 計算にあたっての注意事項

- ①市県民税課税証明書及び非課税証明書をお持ちの方は、改めて年間所得金額の計算を行うことはせず、「合計所得金額」欄に記載の金額をそのまま年間所得金額としてください。
- ②退職する予定、出産の予定など今後事情が変更となるような事項は計算の対象となりません。
- ③生活保護の扶助費、失業保険金、労災保険金、休業補償、仕送り及び法律により非課税の各種年金（遺族年金、障害年金、福祉年金等）は「所得」として計算しません。

(1) 給与所得のみの方

年間総収入金額（賞与、臨時給与、手当などの税込み金額）の区分に応じて年間所得金額を計算します。

年間総収入金額区分	給与所得の計算方法	年間所得金額
① 550,999円まで	給与所得は0円	A 円 （注） 所得者が2人以上の場合は、ここで所得を合算して下さい。
② 551,000円から 1,618,999円まで	（総収入金額）－550,000円	
③ 1,619,000円から 1,619,999円まで	給与所得は1,069,000円	
④ 1,620,000円から 1,621,999円まで	給与所得は1,070,000円	
⑤ 1,622,000円から 1,623,999円まで	給与所得は1,072,000円	
⑥ 1,624,000円から 1,627,999円まで	給与所得は1,074,000円	
⑦ 1,628,000円から 1,799,999円まで	（※端数整理後の総収入金額） ×0.6＋100,000円＝	
⑧ 1,800,000円から 3,599,999円まで	（※端数整理後の総収入金額） ×0.7－80,000円＝	
⑨ 3,600,000円から 6,599,999円まで	（※端数整理後の総収入金額） ×0.8－440,000円＝	
⑩ 6,600,000円から 8,499,999円まで	（総収入金額） ×0.9－1,100,000円＝	
⑪ 8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円	

※1 1,628,000円以上6,599,999円以下の場合は、次により年間総収入金額の端数を整理し、年間所得金額を計算します。

端数整理の方法	
$\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \text{小数点以下を切り捨てる} \rightarrow \boxed{a \text{ 円}}$	
$a \times 4,000 = \text{端数整理後の年間総収入金額}$	

[計算例] $3,823,999 \div 4,000 = 955.99975$ (a円)
 $955 \times 4,000 = 3,820,000$ (端数整理後の年間総収入金額)
 $3,820,000 \times 0.8 - 440,000 = \underline{2,616,000 \text{ 円}}$ (年間所得金額)

※2 現在の勤務先に令和5年（2023年）1月2日以降に就職もしくは事業を開始し、現在まで1年に満たない場合の年収額は、次の計算式で推定してください。

$$\frac{\text{勤務した翌月から令和6年8月までの総収入〔賞与等を除く〕}}{\text{勤務した翌月から令和6年8月までの月数}} \times 12 + \text{賞与等} = \text{推定年収額}$$

(2) 公的年金等所得のみの方

次の表の公的年金等の年間総収入額の区分に応じて年間所得金額を計算します。

受給者年齢	公的年金等の 年間総収入金額(円)	年 間 所 得 金 額 の 計 算 (円)
65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ)	～ 3,300,000円	(年金の総収入額)－1,100,000
	3,300,001 ～ 4,100,000	(年金の総収入額)×0.75－ 275,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	(年金の総収入額)×0.85－ 685,000
	7,700,001 ～ 10,000,000	(年金の総収入額)×0.95－ 1,455,000
	10,000,001以上	(年金の総収入額)－1,955,000
65歳未満の方 (昭和34年1月2日以降生まれ)	～ 1,300,000	(年金の総収入額)－600,000
	1,300,001 ～ 4,100,000	(年金の総収入額)×0.75－ 275,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	(年金の総収入額)×0.85－ 685,000
	7,700,001 ～ 10,000,000	(年金の総収入額)×0.95－ 1,455,000
	10,000,001以上	(年金の総収入額)－1,995,000

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

	住所又は居所									
支払を受ける者	(フリガナ)								生年 月日	明
	氏名									
区分		支払金額								
所得税法第203条の3第1号適用分									千円	円
所得税法第203条の3第2号適用分										
所得税法第203条の3第3号適用分										
所得税法第203条の3第4号適用分										
本	人	源泉徴収対象配偶者の有無等					控除対象扶養親族の数		16歳未満の子 または障害児等の数	
特別 障害者	その他の 障害者	特別 寡婦	寡婦 寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	人 人 人 人 人 人 人	
源泉控除対象配偶者		区分		控除対象扶養親族						
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)						
氏名		氏名		氏名						
個人番号		個人番号		個人番号						
(概要)		個人番号		個人番号						
法人番号		所在地								
名称		名称								
整理項		整理項								

[illegible]

(3) 給与所得と公的年金等所得の両方がある方

給与所得と公的年金所得等の合計額が10万円を超える方は、所得税法に基づき、所得金額調整控除（最大10万円）が適用されます。

まずは、給与所得と公的年金等所得のそれぞれの年間所得金額については、22ページ「(1) 給与所得のみの方」と、23ページ「(2) 公的年金等所得のみの方」に従って計算してください。その後、以下ア、イを参考に、ご自身の合計所得が10万円を超えるか否かを確認して、計算してください。

なお、市県民税課税証明書及び非課税証明書をお持ちの方は、給与所得と公的年金等所得の両方があったとしても特に計算は行わずに、「合計所得金額」欄に記載の金額をそのまま年間所得金額としてください。

ア 給与と公的年金等所得の年間所得金額の合計額が、10万円以下の方

合計額を年間所得金額として、27ページの(6)控除金額の計算方法に進んでください。

例：給与所得（4万円）と公的年金等所得（4万円）の合計額が、8万円の場合

給与所得 4万円	+	年金所得 4万円	=	合計額 8万円	※合計額8万円をそのまま年間所得金額としてください。
-------------	---	-------------	---	------------	----------------------------

イ 給与所得と公的年金等所得の年間所得金額の合計額が10万円を超える方

以下の通り、所得金額調整控除を算出し、給与所得と公的年金等所得の合計額に適用してください。計算は(ア)～(ウ)の順番で行います。

例：給与所得（5万円）と公的年金等所得（90万円）の合計額が、95万円の場合

(ア) 計算で使う所得額合計の計算

給与所得と年金所得を合計し「(i) 計算で使う所得額合計」を算出してください。なお、所得金額調整控除の計算で使う所得額の上限は10万円です。給与所得若しくは年金所得の額が10万円を超える場合は、その所得金額を10万円として扱います。

給与所得（5万円） 計算で使う所得額 <u>5万円</u>	+	年金所得（90万円） 計算で使う所得額 <u>10万円</u>	=	(i) 計算で使う所得額合計 <u>15万円</u>
-------------------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------------

(イ) 所得金額調整控除の計算

「(i) 計算で使う所得額合計」から10万円を引き、その残額を(ii)所得金額調整控除の額としてください。

(i) 計算で使う所得額合計 <u>15万円</u>	-	10万円	=	(ii) 所得金額調整控除 <u>5万円</u>
-------------------------------	---	------	---	-----------------------------

(ウ) 年間所得額の計算

給与所得と公的年金等所得の合計額に、(ii) 所得金額調整控除を適用してください。適用後の額を年間所得金額として、27ページの(6)控除金額の計算方法に進んでください。

給与所得と年金所得の合計 95万円（5万円＋90万円）	-	(ii) 所得金額調整控除 5万円	=	年間所得金額 <u>90万円</u>
--------------------------------	---	----------------------	---	-----------------------

(4) 事業所得がある方

次の表の方法により、年間所得金額を計算します。

年間所得金額の計算		所得金額
事業開始の時期	計算の方法	
令和5年（2023年）1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和5年中の年間所得金額 <u>* 令和5年分の所得税確定申告書の所得金額の合計金額</u> （申告書Bの⑨の金額）	年間所得金額 C 円
令和5年（2023年）1月2日以降から引き続き現在まで同じ事業をしている方	事業を始めた翌月から12箇月間の所得金額の合計額	

【* 所得金額の合計については、9 ページ※欄参照】

(申告書B)

[illegible]

(5) 日雇賃金所得がある方

次の表の区分に応じて年間所得金額を計算します。ただし、給与所得として賃金をもっている日雇の方は、「(1) 給与所得のみの方」に従って計算してください。

年間所得金額の計算		所得金額
事業開始の時期	計算の方法	
令和5年（2023年）1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	令和5年中の年間所得金額 * 令和5年分の所得税確定申告書の所得金額の合計金額 〔 申告書Aのとき⑤の金額 〕 〔 申告書Bのとき⑨の金額 〕	年間所得金額 D 円
令和5年（2023年）1月2日以降から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	日雇を始めた翌月から12箇月間の収入金額の合計額	

(申告書A)

収入金額等	給与	区分	ア	
	公的年金等	イ		
	雑業務	区分	ウ	
	その他	エ		
	配当	オ		
所得金額等	一時	カ		
	給与	区分	①	
	公的年金等	②		
	雑業務	③		
	その他	④		
	②から④までの計	⑤		
	配当	⑥		
一時	⑦			
合計	⑧			
(①+⑤+⑥+⑦)				

(申告書B)

収入金額等	事業等	ア	
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	①	
	配当	②	
所得金額等	給与	区分	カ
	公的年金等	キ	
	雑業務	区分	ク
	その他	ケ	
	総合譲渡	③	
	長期	④	
	一時	⑤	
所得金額等	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	区分	⑥
	公的年金等	⑦	
	雑業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	
(①から⑥までの計+⑩+⑪)			

(6) 控除金額の計算方法

該当する控除額を計算して、控除額合計を出し、28ページの「(7) 月収額の計算」へ進んでください。

控 除 名	控 除 の 内 容	計 算 方 法	金 額
給与・年金控除	申込本人又は同居者で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得（給与所得等）を有する場合。	100,000円 × () 人 = (給与所得等の金額の合計額が10万円未満のときはその額)	円
親 族 控 除	申込本人以外の方で、一緒に市営住宅に入居しようとする方、並びに、市営住宅へ入居しないが、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方がいる場合。	380,000円 × () 人 =	円
老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族又は70歳以上の生計を一にしている配偶者がいる場合。	100,000円 × () 人 =	円
特 定 扶 養 親 族 控 除	16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合。(配偶者は除く)	250,000円 × () 人 =	円
障 害 者 控 除	申込本人又は同居者で特別障害者以外の障害者手帳の交付を受けた(判定された)方がいる場合。	270,000円 × () 人 =	円
特別障害者控除	申込本人又は同居者で1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、重度の知的障害者と判定された方がいる場合。	400,000円 × () 人 =	円
寡 婦 控 除	次のいずれかに当てはまり、下のひとり親控除に該当しない人。 1 夫と離婚した後に婚姻をせず、扶養親族(※1)がいる人で前年の合計所得金額が500万円以下の人。 (※1)他の人の扶養親族となっていない人に限られます。 2 夫と死別した後に婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人。 ●いずれも住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	270,000円 (所得が27万円未満のときはその額)	円
ひ と り 親 控 除	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいて、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人。 ●住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	350,000円 (所得が35万円未満のときはその額)	円
控 除 額 合 計			E 円

(7) 月収額の計算

年間所得金額

A 円

B 円

C 円

D 円

※2人以上収入がある
場合はここで年間所得
金額を合算して計算し
てください。

控除金額合計

— E 円 ÷ 12 = 月収額 円

月収額が

原則階層の方は15万8千円以下
裁量階層の方は21万4千円以下
でないと申し込みはできません。
なお、原則階層及び裁量階層の説
明については、7ページを参照し
てください。

(8) 月収額の計算例

給与所得者で4人世帯（別居扶養親族1名含む）の場合

氏名	続柄	同居 別居	年齢	年間総収入金額	所得金額	控除額
鎌倉 一郎	本人		51	4,560,000円	3,208,000円	給与・年金控除 100,000円×1人＝100,000円
鎌倉 正子	妻	同居	49			親族控除 380,000円×3人＝1,140,000円
鎌倉 太郎	子	〃	22			老人扶養控除 100,000円×1人＝100,000円
大船 花子	妻の母	別居	77	758,000円	0円	特定扶養親族控除 250,000円×1人＝250,000円
合計額					3,208,000円	1,590,000円

給与所得 年金所得 控除金額合計
〔3,208,000円（A）＋ 0円（B）－ 1,590,000円（E）〕 ÷ 12月

月収額 収入基準
＝134,833円 ≤ 158,000円（原則階層）

※鎌倉一郎の給与所得（A）の計算方法は22ページ「（1）給与所得のみの方」参照

※大船花子の年金所得（B）の計算方法は23ページ「（2）公的年金等所得のみの方」参照

※控除金額の計算方法（E）の計算方法は27ページ「（6）控除金額の計算方法」参照

11 婚約証明書・立退請求書の見本

婚 約 証 明 書	
夫となるべき者	住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日 年 月 日 生)
妻となるべき者	住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日 年 月 日 生)
上記の両者は、現在婚約中で 年 月 日に結婚する者であることを証明します。 年 月 日 (あて先) 鎌 倉 市 長	
証明する者	住 所 _____ 氏 名 _____ (申込者との関係) ☎ ()

立 退 請 求 書	
賃借人	住 所 _____
(申込者)	氏 名 _____
私は、上記賃借人と家屋賃貸借契約を締結していますが、次の理由により現在立退きを請求しております。 (立退請求理由) _____ _____ _____	
年 月 日 (あて先) 鎌 倉 市 長	
賃 賃 人	住 所 _____
	氏 名 _____ (印)
	☎ ()

12 通所証明書・給与証明書の見本

通所証明書			
通所している者		住 所	
		氏 名	
		(生年月日 年 月 日 生)	
上記の者は、現在、以下の施設に通所していることを証明します。 年 月 日 (あて先) 鎌 倉 市 長			
証明する者		所在地	
		施設名	
		代表者	
		(印)	
		☎ ()	

給 与 証 明 書			
住 所			
氏 名			
就業開始年月日 年 月 日から (箇月)			
月 別	給与支払額	月 別	給与支払額
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
賞与等(月)	円	賞与等(月)	円
合 計		円	
上記のとおり給与支払状況を証明します。 年 月 日 所在地 会社名 代表者 問合せ先 () (印)			

給与証明書は令和5年(2023年)1月2日以降に勤務先を変更された方、新しく勤務し始めた方のみ使用してください。

13 市営住宅の案内



★は鎌倉市役所、☆は腰越、深沢、大船、玉縄の各行政センターを示します。

① 深沢住宅	⑥ 諏訪ヶ谷ハイツ
② 笛田住宅	⑦ ベネッセレ湘南深沢
③ 梶原住宅	⑧ 笛田ロイヤルハイツ
④ 梶原東住宅	⑨ 深沢セントラルハイツ
⑤ 岡本住宅	⑩ レーベンスガルテン山崎

14 市営住宅一覧

※令和6年（2024年）7月時点の情報です。

No.	住宅名	号棟	所在	用途区分	戸数	間取	専 用 面積㎡	構造	階 数	建 築 年
1	深沢住宅 142戸	第1-1	寺分448番地	一般	25	3DK	56.81	鉄筋コンクリート	5	S54
		第1-2	寺分448番地	一般	12	3DK	56.81	鉄筋コンクリート	4	S54
		第2	寺分448番地	一般	25	3K	51.18	鉄筋コンクリート	5	S54
		第3	寺分448番地	一般	24	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S35
		第4	寺分448番地	一般	20	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S36
		第5	寺分448番地	一般	14	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S37
		第6	寺分448番地	一般	22	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S38
2	笛田住宅 70戸	第1	笛田三丁目23番	一般	22	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S39
		第2	笛田三丁目23番	一般	22	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S39
		第3	笛田三丁目23番	一般	8	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S40
		第4	笛田三丁目23番	一般	18	2DK	39.31	鉄筋コンクリート	2	S40
3	梶原住宅 56戸	第1	梶原四丁目2番4	一般	12	2K	36.66	鉄筋コンクリート	4	S42
		第2	梶原四丁目2番3	一般	12	2K	34.12	鉄筋コンクリート	2	S42
		第3	梶原四丁目2番2	一般	32	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S43
4	梶原東住宅 116戸	第1	梶原四丁目2番9	一般	20	2K	33.60	鉄筋コンクリート	5	S44
		第2	梶原四丁目2番8	一般	24	3DK	41.01	鉄筋コンクリート	4	S46
		第3	梶原四丁目5番4	一般	16	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	4	S50
		第4	梶原四丁目5番3	一般	16	3DK	43.31	鉄筋コンクリート	4	S50
		第5	梶原四丁目5番2	一般	20	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S52
		第6	梶原四丁目5番1	一般	20	3DK	43.31	鉄筋コンクリート	5	S52
5	岡本住宅 100戸	第1	岡本1324番地	一般	8	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S45
		第2	岡本1324番地	一般	12	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S45
		第3	岡本1324番地	一般	30	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S48
		第4	岡本1324番地	一般	30	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S48
		第5	岡本1324番地	一般	20	3DK	37.68	鉄筋コンクリート	5	S48
6	諏訪ヶ谷ハイ ツ 51戸	A ★	津西二丁目19番A	高齢者単身	16	1DK	39.01	鉄筋コンクリート	3	H8
				障害者単身	2					
		B	津西二丁目19番B	高齢者2人	12	2DK	53.12	鉄筋コンクリート	3	H8
		C	津西二丁目19番C	高齢者同居	2	3DK	60.28	鉄筋コンクリート	3	H8
				障害者同居	1					
		D	津西二丁目19番D	一般	6	3DK	62.84	鉄筋コンクリート	3	H8
				高齢者同居	4					
7	ベネッセレ湘 南深沢 22戸	★	梶原74番地	高齢者単身	9	1DK	39.69	鉄筋コンクリート	5	H9
				高齢者2人	12	2DK	52.29			
				障害者2人	1	2DK	52.29			
8	笛田ロイヤル ハイツ 17戸		笛田三丁目40番3	高齢者単身	9	1DK	37.50	鉄筋コンクリート	2	H10
				高齢者2人	7	2DK	50.30			
				障害者2人	1	2DK	50.30			
9	深沢セントラ ルハイツ 24戸	★	笛田一丁目1番11	高齢者単身	16	1DK	38.41	鉄筋コンクリート	4	H11
				高齢者2人	7	2DK	48.30			
				障害者2人	1	2DK	49.40			
10	レーベンスガ ルテン山崎 32戸	★	山崎1390番地	高齢者単身	7	1DK	42.98	鉄筋コンクリート	7	H13
				高齢者単身	6	1DK	42.48			
				高齢者2人	18	2DK	52.76			
				障害者2人	1	2DK	54.16			

★印の付いた住宅はエレベーターが設置されています。

15 募集住宅の概要

団地名	ベネッセレ湘南深沢			総戸数	22 戸
所在地	鎌倉市梶原 7 4 番地			用途地域	工業地域
敷地面積	943.40 m ²	建ぺい率	— %	容積率	— %

募集住宅及びその周辺



団地内施設	集会施設	なし	ガス	都市ガス
	児童遊園	なし	水道	神奈川県水
	専用物置	なし	下水道	公共下水道
	駐輪場	あり	テレビ	ケーブルテレビ
	駐車場	なし		
立地条件	交通	湘南モノレール 湘南深沢駅	0.4 km	
	行政施設	深沢行政センター	0.4 km	
	教育施設	深沢小学校	0.8 km	
	地域包括支援センター	みどりの園鎌倉	0.7 km	
	医療施設	湘南記念病院	0.5 km	
	生活利便施設	スーパー	0.3 km	
	その他			

① ベネッセレ湘南深沢 1DK (39.69 m²)



① ベネッセレ湘南深沢 建物



① ベネッセレ湘南深沢 DK



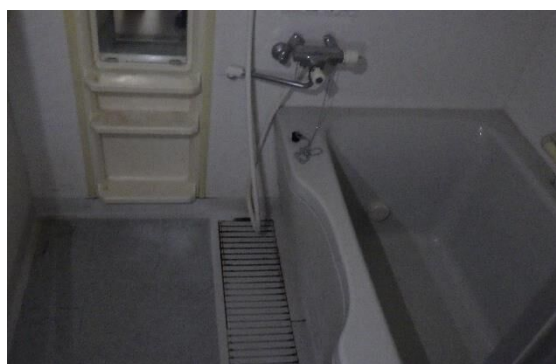
① ベネッセレ湘南深沢 和室



① ベネッセレ湘南深沢 洗面脱衣所



① ベネッセレ湘南深沢 浴室



① は、3ページの「3 令和6年度募集住宅」の申込住宅名を指す。

団地名	笛田ロイヤルハイツ			総戸数	17 戸	
所在地	笛田三丁目 40 番 3 号			用途地域	第1種低層	
敷地面積	1103.51	m ²	建ぺい率	— %	容積率	— %

募集住宅及びその周辺



団地内施設	集会施設	あり	ガス	都市ガス
	児童遊園	あり	水道	神奈川県水
	専用物置	あり	下水道	公共下水道
	駐輪場	あり	テレビ	ケーブルテレビ
	駐車場	あり		
立地条件	交通	笛田4番バス停	0.3 km	
	行政施設	深沢行政センター	1.3 km	
	教育施設	深沢小学校	1.4 km	
	地域包括支援センター	みどりの園鎌倉	1.3 km	
	医療施設	湘南記念病院	1.0 km	
	生活利便施設	スーパー	1.2 km	
	その他			

② 笛田ロイヤルハイツ 1DK(37.5 m²)



② 笛田ロイヤルハイツ 建物



② 笛田ロイヤルハイツ DK



② 笛田ロイヤルハイツ 部屋



② 笛田ロイヤルハイツ 浴室



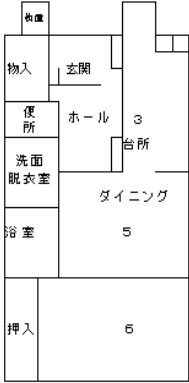
② は、3ページの「3 令和6年度募集住宅」の申込住宅名を指す。

団地名	レーベンスガルテン山崎			総戸数	32戸
所在地	鎌倉市山崎1390番地			用途地域	準工業地域
敷地面積	1561.28 m ²	建ぺい率	— %	容積率	— %

募集住宅及びその周辺



団地内施設	集会施設	あり	ガス	都市ガス
	児童遊園	あり	水道	神奈川県水
	専用物置	あり	下水道	公共下水道
	駐輪場	あり	テレビ	ケーブルテレビ
	駐車場	なし		
立地条件	交通	湘南モノレール 富士見町駅	0.5 km	
	行政施設	大船行政センター	1.2 km	
	教育施設	山崎小学校	0.7 km	
	福祉施設	湘南鎌倉	0.1 km	
	医療施設	湘南鎌倉総合病院	1.9 km	
	生活利便施設	スーパー	1.6 km	
	その他			

③レーベンスガルテン山崎 1DK (42.98 m²) 	③レーベンスガルテン山崎 建物 
③レーベンスガルテン山崎 台所 	③レーベンスガルテン山崎 入口 
③レーベンスガルテン山崎 和室 	③レーベンスガルテン山崎 浴室 

③は、3ページの「3 令和6年度募集住宅」の申込住宅名を指す。